

大津市既存民間建築物耐震診断補助事業の概要

1 事業目的

阪神・淡路大震災において昭和 56 年以前の建築物に被害が集中したことから、旧耐震設計基準であった昭和 56 年 5 月 31 日以前の民間建築物の所有者等が実施する耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で補助し、既存の民間建築物の耐震化を促進します。

2 対象建築物

現に使用(居住)されている、昭和 56 年 5 月 31 日以前に適法に着工又は建築された大津市内の建築物のうち、下記の(1)又は(2)の建築物

(1)要安全確認計画記載建築物等

1.要安全確認計画記載建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律((平成 7 年法律第 123 号)以下、耐震改修促進法という。)第 7 条に規定するもの)

- ・病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として滋賀県耐震改修促進計画に記載された建築物
- ・建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存不適格建築物として滋賀県耐震改修促進計画または大津市耐震改修促進計画に記載された建築物(滋賀県の補助対象となるものを除く)

※滋賀県耐震改修促進計画に記載された通行障害既存不適格建築物は除く(前述の建築物は滋賀県の補助金交付対象となります。詳しくは、滋賀県へお問い合わせください。)

2.特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第 14 条に規定するもの)

- ・2 階以上かつ床面積の合計が 500 平方メートル以上の下記用途の建築物
 - －幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所
- ・2 階以上かつ床面積の合計が 1000 平方メートル以上の下記用途の建築物
 - －小中学校等又は老人ホーム・老人短期入所施設等
- ・3 階以上かつ床面積の合計が 1000 平方メートル以上の下記用途の建築物
 - －学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、ポーリング場等の運動施設、診療所、映画館等、公会堂、物品販売業を営む店舗、ホテル等、賃貸住宅(共同住宅に限る)等、博物館等、遊技場、公衆浴場、飲食店等、銀行等の店舗、工場、車両の停車場等で旅客の待合等に供するもの、自動車車庫等又は保健所等の公益上必要な建築物
- ・床面積の合計が 1000 平方メートル以上の下記用途の建築物
 - －体育館
- ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で一定数量以上の危険物を貯蔵又は処理するもの

(2)長屋、共同住宅又は一戸建ての住宅

3 補助金額

下記の金額をもとに、各割合で補助します。

・要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物、長屋、共同住宅

次の診断対象床面積に応じた金額の合計と耐震診断に要した費用(補修費・修繕費を除く)のいずれか低いほうの金額

ア. 床面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円を乗じた額
イ. 床面積 1,000 m ² を超えて、2,000 m ² 以内の部分	1,570 円を乗じた額
ウ. 床面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円を乗じた額

ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度に診断費用に含めることができます。

補助の割合: 3 分の 2 以内の額
補助限度額(1 棟当たり): 2,000,000 円

・一戸建ての住宅

診断対象床面積に算定単価 1,000 円を乗じた額と耐震診断に要した費用(補修費・修繕費を除く)のいずれか低いほうの金額

補助の割合: 3 分の 2 以内の額
補助限度額(1 棟当たり): 90,000 円

詳しくは「要綱」をご覧ください。

4 申し込み方法

必ず**耐震診断に着手する前に**、申請書に必要事項を記入していただき、下記の添付書類を添えて、お申し込みください。

添付書類

- 付近見取図
- 確認済証の写し又は固定資産税、都市計画納税証明書若しくは家屋の固定資産税評価証明書などで建築物の建築時期及び延べ面積のわかるもの
- 耐震診断費用の見積書又はその写し
- 当該建築物の使用者の同意書(建築物の所有者と使用者が異なる場合に限る。)
- 当該建築物の管理組合の組合規約及び耐震診断を実施することを決議したことを証する書類(申請者が管理組合の場合に限る。)
- その他

5 受付期間

各年度の5月下旬から秋頃まで (予定)

(締切りまでに予定件数に達すれば終了)

6 申し込み場所

大津市役所本館 3 階建築指導課窓口

※お申し込みの際は、事前に必ずご相談ください。